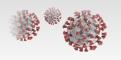
# 【連載】新型コロナウイルス関連法務

シティユーワ法律事務所

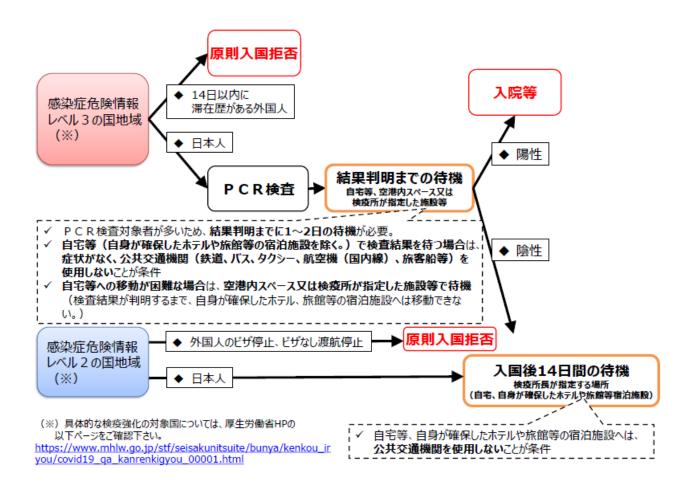


令和2年5月8日

## 2. 緊急事態における入国在留管理

#### 1. はじめに

入出国者が空港と港に限定される日本において、入国者管理は、重要な水際対策となることが期待される。新型コロナウイルスのパンデミック(世界的な大流行)¹を受け、新型コロナウイルス感染症対策本部による決定(「水際対策強化に係る新たな措置」²)に基づき、日本は、かつてないレベルで入国制限を強化した。その対応は、法務省による入国制限と外務省による査証措置に大別できる。現在、外国人を巡っては、世界 87 の国・地域から上陸拒否、これ以外は、ビザを無効としている。今回の水際対策強化の全体像は下記の通りである(厚生労働省 HPより)。



#### 2. 上陸拒否(法務省)

主に以下のケースで、出入国管理及び難民認定法(以

下「入管法」)5条第1項14号の上陸拒否事由3に該当するという運用がなされ、日本への入国が拒否されている(入管法7条第1項4号、5条第1項)。期間は「当分の間」とされ、解除される時期はわかっていな

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 世界保健機関 (WHO) は 2020 年 3 月 11 日「パンデミックとみなせる」と表明 (Situation report - 51)

² 第 25 回(令和 2 年 4 月 1 日開催資料 <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\_coronavirus/th\_siryou/sidai\_r020401.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\_coronavirus/th\_siryou/sidai\_r020401.pdf</a>)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 上陸拒否事由の類型中、公衆衛生上の観点での拒否事由は、1 号(感染症患者等)だが、新型コロナウイルス感染症は、14 号(日本の利益又は公安を害するおそれ)を適用している。

い。なお、入管法に基づく上陸拒否は、外国人を対象 としており、日本国籍者と特別永住者には適用されな い <sup>4</sup>。

- ① 旅券:有効な旅券を所持していることは、日本上陸のための条件の一つであるが、感染の震源地となった武漢市のある中華人民共和国湖北省と浙江省については、同省発行旅券の所持という1点のみをもって、その入国が拒否されている。
- ② 滞在歴:上記のほか、日本入国前 14 日以内に対象地域 5に滞在歴がある外国人についても、特段の事情がない限り、日本への入国が拒否されている。流行当初、中華人民共和国に集中していた感染は、南極大陸を除く全ての大陸に広がったが、これに伴って、当初、中国や韓国等の一部に限られていた対象地域は 3 月 27 日から欧州、4 月 3 日から米国等と拡大され、脱稿日現在 87 の国・地域となり、日本は、いまや世界の約半分(日本の承認国の数)の国から来る外国人の入国を禁止している状況である。

### 3. 查証措置(外務省)

一般に、日本に入国を希望する外国人は、所持する旅券に査証 (いわゆる「ビザ」)を受けている必要がある(入管法 7 条第 1 項第 1 号)が、既に発給された査証の効力が一時停止され、現在一部で使用できなくなっている。また、ビザ免除国の旅券所持者は、ビザなしでの来日も可能であるが、一部の国との査証免除が停止されている。

- ① **効力停止**: 対象国の日本大使館又は領事館で発給された一次・数次査証の効力が停止され、現在使用できなくなっている。
- ② **査証免除の停止**:現在、米国、カナダ、チリ、オーストラリア、ニュージーランド、セルビア、北マケドニア、トルコ、モーリシャスの10か国(いずれも滞在歴による上陸拒否対象地域)を除き、査証免除措置が一時停止されている。査証免除措置が停止された国の旅券所持者が日本入国を希望する場合、新しく査証申請しなければならない。停止期間は、5月末日までとされ、更新が可能とされている。

以上は、主に海外からの入国者を対象とした措置であるが、一方で、日本に既に在留している外国人等に対しても、以下のような特例が実施されている。在留諸申請の申請先であり、日常的に不特定多数が申請に訪れる東京出入国在留管理庁では、Twitter<sup>7</sup>で4月6日に感染拡大防止のための入館規制を発表し、建物の外で待つような状況になった。

- ① 一時滞在者:海外からの旅行者等に対しては、上陸空港で「短期滞在」(90 日)が付与され、この間に渡航目的を終えて帰国するのが通常である。今回の感染拡大を受け運航停止や渡航制限等による帰国困難者を当初の許可期間より長く合法滞在とする救済措置が発表されている。
- ② 中長期在留者:3月・4月・5月・6月中に更新時期を迎える外国人について、3か月後までその変更・更新申請を受付ける<u>猶予</u>が設けられた。たとえば5月12日が満了日の場合、特例により8月12日まで申請が受付される。ただし、東日本大震災のときのような在留期間自体の延長措置8は現状では行われていない。
- ③ <u>在留資格認定証明書</u>: 感染拡大の影響を受け、本来の有効期間(3か月)までに来日できないケースが発生したことから、当面の間「6か月間」有効なものとして取り扱うこととされた。
- ④ オンライン化の促進、在留カードの郵送受領:そのほか、在留申請手続きのオンライン化の対象拡大、変更・更新許可申請(許可処分は、新しい在留カードの対面交付によって行われる)について、郵送による在留カードの交付 9を行うなど、窓口に行かずに手続きを完結できるような措置も拡大している。

#### 参考リンク:

法務省

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html 外路省

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\_2020C048.html

シティユーワ法律事務所入管法チーム immigration@city-yuwa.com

具体的発給基準等は法令上一切明らかにされていない。

<sup>4.</sup> 在留管理における特例措置

<sup>4</sup> 当初の運用では、さらに、再入国の許可(みなし再入国許可含む)により出国した「永住者」や「日本人の配偶者等」一定の身分系在留資格を有する外国人を適用除外としていたが、4月3日以降に出国した場合は、これらの者であっても上陸拒否の対象となることが公表された(再入国許可によっても上陸できない)。

<sup>5</sup> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (2020 年 4 月 29 日現在)

<sup>6</sup> 査証事務に関する法的根拠は外務省設置法 4 条第 13 号のみで、その

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> <u>https://twitter.com/IMMI\_TOKYO</u>

<sup>\*</sup> 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第3条第2項の規定に基づく法務省告示(平成23年3月16日法務省告示第123号)により、在留期間の満了日が延長された。

<sup>9</sup> 有効な申請等取次者証明書又は届出済証明書を所持する者(弁護士・ 行政書士等)による申請・受領に限定される。